

一般社団法人日本毒性病理学会
学術年会長規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本毒性病理学会（以下「本会」とする。）の定款第37条に基づき、学術年会長（年会長）について定める。

(権限)

第2条 年会長は、年1回開催される定期総会時に学術集会を主宰する。

2 年会長は、理事会にて推薦され、当該学術集会開催年度の前々年度（活動年度）の定期総会の承認を得て就任する。

3 年会長の任期は、当該学術集会開催の前年度（活動年度）の定期総会の翌日より、その2年後の定期総会日までとする。

4 年会長は、前項に定める期間、理事会の議論全般に参加して意見を述べる事が出来るが、議決権を有しない。

5 理事会は、年会長が職務を遂行できないと判断した場合は、速やかに適切な対応を行わなければならない。

(選任)

第3条 年会長は、理事会の推薦により、総会の決議を経て選任する。

2 理事会は、年会長が職務を遂行できないと判断した場合は、速やかに適切な対応を行わなければならない。

(学術集会参加費)

第4条 学術集会の参加費は、年会長が決める。

2 名誉会員の参加費は、無料とする。

3 功労会員の参加費は、一般会員の半額とする。

4 学生会員の参加費は、一般会員の半額とする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、総会の決議による。

附則

1. この規程は本会設立の日より施行する。

2. 上述の学術年会長は本会の法人格を有さない前身組織である日本毒性病理学会における役職経験を継承するものとする。

3. 法人設立時は、本会の法人格を有さない前身組織である日本毒性病理学会で選任された学術年会長を継承するものとする。